産業保健夏期特別セミナー

福井産業保健総合支援センター

日　時　：　平成30年7月8日（日）　9時30分～12時30分
会　場　：　福井市地域交流プラザ（AOSSA）6階　研修室　607
〒910-0858　福井市手寄 1-4-1　℡（0776）20-1535

“健康経営”が標榜される今、産業医・産業保健スタッフの役割を一緒に考えてみませんか？
産業医はもとより、産業保健スタッフや労務管理に携わる方々の受講をお勧めします。
（参加無料。日医認定産業医生涯研修　専門３単位）
※　定員（６０名）に達し次第締め切らせていただきます。

【特別講演Ⅰ】

演題　『産業医による労働者の面接（健康診断やストレスチェックを中心に）』
講師　産業医科大学保健センター副センター長（准教授）　立石　清一郎　先生

≪先生から≫　産業医は健康診断の就業判定やストレスチェック後の高ストレス者の面接指導など多くの場面で労働者と面接することが求められます。産業医の職務は仕事と人の適合を行うことを目的として面接を実施することが求められます。しかしながら、目の前の労働者と対峙した時、その本来目的が忘れられただ単に健康上の留意点を指摘するにとどまるケースは比較的多いようです。
本講演においては、健康診断やストレスチェックを中心に、産業医に求められる面接の意義を再確認し、適切な就業配慮について事業者に助言できるよう解説を行います。

【特別講演Ⅱ】

演題　『裁判例から見る産業医の職務範囲と法的責任』
講師　伝馬町（てんまちょう）法律事務所　弁護士　西園寺　直之　先生

≪先生から≫
産業医の職務範囲については労働安全衛生法令が抽象的に規定するにとどまる。近年は法令にない事項が争われるケースが現れてきており無視できない状況となっています。そこで裁判例をふまえながら、健康診断にまつわる法的問題（疾病の見落としに関する責任や受診命令の可否など）や面談時の留意点（大阪の敗訴事件を例に）、また、マスコミでも報じられたいわゆる「ブラック産業医問題」（復職拒否の意見を問題視されて産業医個人が被告とされた例）などについて解説を試みます。

立石清一郎先生のご紹介

立石 清一郎（たていし せいいちろう）。平成 12 年産業医科大学医学部卒業。臨床研修、鹿児島県労働基準協会、鹿児島県厚生連健康管理センターを経て、平成 21 年より産業医科大学産業医実務研修センター、平成 29 年から同・保健センター副センター長（准教授）、平成 30 年より同・両立支援科診療科長併任。資格は労働衛生コンサルタント(保健衛生）、日本産業衛生学会指導医、社会医学系指導医、日本消化器病学会専門医、博士(医学)など。研究テーマはがん患者の就業支援、災害時の労働者の健康管理など。主な研究費獲得実績は、労災疾病科学研究、厚生労働科学研究、産業医学振興財団研究など多数。

西園寺直之先生のご紹介

西園寺 直之（さいおんじ　なおゆき）（弁護士・メンタルヘルス法務主任者）
慶応義塾大学卒業後、平成 19 年弁護士会登録(第一東京弁護士会所属)。
都内法律事務所勤務を経て、平成 26 年から現事務所代表。
公職として、厚労省ポータルサイト「こころの耳」外部委員、東京産業保健総合支援センター相談員・研修講師等。
共著に『嘱託産業医のためのストレスチェック実務Ｑ＆Ａ』（産業医学振興財団）等。

産業保健夏期特別セミナー参加申込書

事業場・所属		
事業場等	住　所 電話番号	〒＿＿＿＿＿　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ TEL ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
(フリガナ) 氏　名		
職　種 （該当するものに〇）	１産業医　２保健師・看護師　３メンヘル推進者　４人事労務担当者 ５衛生管理者　６事業者　７その他（　　）	
ご質問がある方は以下に記載下さい。（具体的にお答え出来ないこともあります。）		

【お申込み方法】

この用紙をFAXして下さい。（FAX：０７７６-２７-６３９７）

当センターのホームページ上からのお申込みもできます。

https://www.fukuis.johas.go.jp/910_contact/index.php?submitid=9

福井産業保健総合支援センター　　TEL:0776-27-6395